

ムーブメント教育・療法指導者資格取得ガイド

特定非営利活動法人 日本ムーブメント教育・療法協会
2016年4月1日改定

特定非営利活動法人日本ムーブメント教育・療法協会は、すべての人々の健康と幸福感の達成をめざすムーブメント教育・療法の普及や優れた指導者の養成を目的として、様々な講座やセミナーを開催しています。また、受講者の皆様や社会の要請を受け、ムーブメント教育・療法指導者資格制度を設けて認定を行い、その養成に取り組んでおります。

当協会では、ムーブメント教育・療法の発展とともに、指導者資格の取得をめざす皆様、また、資格をお持ちの皆様の一層のご活躍に資するため、資格更新制度(ポイント制)を導入しています。本ガイドに記載された会員登録ならびに指導者資格取得と更新制度についてご理解いただき、実践講座等を計画的に受講されますようお願い申し上げます。

1. ムーブメント教育・療法指導者資格について

認定ムーブメント教育・療法初級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法に関する基礎的理論を学び、ムーブメント環境に関する基本的な活用方法を理解し、ムーブメント教育・療法に取り組めることを協会が認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法に関する理論、ムーブメント環境に関する活用方法を身につけ、ムーブメント教育・療法が実践できることを協会が認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格とは

ムーブメント教育・療法の専門的知識と高度な実践力、研究能力を有し、ムーブメント教育・療法指導者に対するスーパーバイザーとしての役割を担えることを協会が認定する資格です。上級指導者資格には、ムーブメント教育教師とムーブメント療法士の2種類があります。

特別認定ムーブメント教育・療法実践者資格とは(2012年4月からの新資格)

障害のある成人(当事者)で、幼少期から家族と共にムーブメント教育・療法を楽しみ成長された方で、ムーブメント教育・療法をQOL向上の一助とする意思があることに対して協会が敬意を表し認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法常任専門指導員とは

ムーブメント教育・療法に関する特に優れた実践、研究、功績等が認められ、当協会理事または支部役員会が推薦した者について、当協会理事会の承認を得て協会会長が委嘱します。

当協会が主催する実践講座等を1回(2日間)受講した方は「会員登録」ができます。会員登録をされた方は、次回から会員割引で講座を受講できます。

指導者資格を取得するためには、会員登録を行ってNPO法人日本ムーブメント教育・療法協会の会員になることが必要です。

2. 科目及び資格取得基準について

科 目		資格取得基準	有効期限
初級指導者	1 ムーブメント教育論Ⅰ	ムーブメント教育・療法実践講座(初級指導者養成講座)を2回(計4日間)受講した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法初級指導者資格』を取得することができます。	5年
	2 ムーブメント教育・療法と遊具・教具の活用		
	3 感覚運動を育てるムーブメント		
	4 運動発達を育てるムーブメント		
	5 認知発達を育てるムーブメント		
	6 ムーブメント教育・療法アセスメント法Ⅰ		
	7 ムーブメント療法論(発達障害・療育支援)		
	8 遊具・教具の活用Ⅰ(実習Ⅰ・演習Ⅰ)		
中級指導者	9 ムーブメント教育論Ⅱ	「認定ムーブメント教育・療法初級指導者」資格を取得後、ムーブメント教育・療法実践講座(中級指導者養成講座)を2回(計4日間)受講した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格』を取得することができます。	5年
	10 身体意識を育てるムーブメント		
	11 時間・空間意識を育てるムーブメント		
	12 視知覚・聴知覚を育てるムーブメント		
	13 ことば・数を育てるムーブメント		
	14 連合能力を育てるムーブメント		
	15 創造性を育てるムーブメント		
	16 社会性・コミュニケーションを育てるムーブメント		
	17 ムーブメント教育・療法アセスメント法Ⅱ		
	18 ムーブメント療法論(重度重複障害)		
	19 遊具・教具の活用Ⅱ(実習Ⅱ・演習Ⅱ)		
上級指導者	20 応用学(音楽・ダンス・体育)	「認定ムーブメント教育・療法中級指導者」資格を取得後、上級指導者認定講座において、レポート提出と実践発表を行い、課題演習に参加して、審査に合格した方は、申請により『認定ムーブメント教育・療法上級指導者(ムーブメント教育教師又はムーブメント療法士)』いずれかの資格を取得することができます。	5年
	21 実践発表 (MEPA-R または MEPA-II R 等のアセスメントを活用した実践が望ましい)		
	22 上級指導者認定講座受講		
	23 課題演習受講		

※資格の有効期限は、資格を取得した翌年から5年間です。

例)2015年10月末日認定の場合は、2021年12月末日が資格有効期限になります。

資格有効期限は、初級の場合は認定カード、中級以上は認定カードと認定証に記載されます。

※資格の更新(4項参照)は、有効期限内に資格更新ポイントを取得して更新手続きを行うことが必要です。

※初級資格を取得後、その有効期限内に中級指導者資格を取得した場合は、上位の資格である中級指導者資格を更新していただくこととなります。中級指導者から上級指導者の場合も同様です。

※資格の更新手続きは、ご本人からの申請により行います。有効期限内に更新申請(手続き)が行われなかった場合は、資格ならびに会員登録も失効となりますので十分にご注意ください。

3. 資格の取得について

(1) 会員登録及び会員兼受講証の発行

※『会員兼受講証』とは受講のつど受講印を押すカード(緑色)です。

- ムーブメント教育・療法夏期実践講座等を初めて受講された方で、今後も継続して勉強や研究に取り組みたいとお考えの方は、会場でお配りする『会員兼受講証申請書』に必要事項をご記入の上、『入会金(1,000円)』を添えて受付へご提出ください。
- 2日間の講座が終了するまでに『会員兼受講証』を作成し、押印(受講証明)してお渡しします。会員登録をされた方は、次回から会員割引で実践講座等を受講できます。
- 認定ムーブメント教育・療法指導者資格(初級・中級・上級)を取得するためには、会員登録を行いNPO法人日本ムーブメント教育・療法協会の会員になることが必要です。
- 会員登録の有効期限・・・5年
ただし、有効期限内に指導者資格を取得された場合はその資格の有効期限まで、また、取得された資格を更新した場合は、取得資格の有効期限に連動して会員登録の有効期限も延長されます。
- 夏期実践講座等は、各支部で受け業務を行います。資格申請時や更新時の更新ポイントに関わる受講証明は、『会員兼受講証』の記録のみで確認されます。会員兼受講証は、大切に保管して受講の際は必ずご持参ください。受講証明印を後日押印することはできませんのでご了承ください。
- 会員兼受講証を紛失された場合の再発行は、手数料1,000円を申し受けます。

(2) 指導者資格(初級・中級・上級)の取得基準・申請必要書類・認定料

種別	取得の基準	申請時に必要な書類	認定料
初級指導者	ムーブメント教育・療法実践講座(初級指導者養成講座)を2回(計4日間)受講すること 資格有効期限：5年	①認定初級指導者資格申請書 ②写真1枚(縦3cm×横2.5cm) ※写真の裏面に氏名を記入 ③会員兼受講証	5,000円
	※初級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法初級指導者認定カード」を申請者宛に送付いたします。会員兼受講証はその際に返却します。		
中級指導者	「認定ムーブメント教育・療法初級指導者」資格を取得後、ムーブメント教育・療法実践講座(中級指導者養成講座)を2回(計4日間)受講すること 資格有効期限：5年	①認定中級指導者資格申請書 ②写真1枚(縦3cm×横2.5cm) ※写真の裏面に氏名を記入 ③会員兼受講証	12,000円
	※中級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法中級指導者認定カードと認定証」を申請者宛に送付いたします。会員兼受講証はその際に返却します。		
上級指導者	「認定ムーブメント教育・療法中級指導者」資格を取得後、上級指導者認定講座において、レポート提出と実践発表を行い、課題演習に参加して、審査に合格すること 資格有効期限：5年	審査終了後、審査結果とともに個別にご案内します。	ムーブメント教育教師 15,000円 ムーブメント療法士 15,000円
	※上級資格の認定は、所定の手続き後「認定ムーブメント教育・療法上級指導者認定カードと認定証」を申請者宛に送付いたします。会員兼受講証はその際に返却します。		

※「特別認定ムーブメント教育・療法実践者」資格の認定(認定料5,000円、有効期限なし)を希望する方は、別途お問い合わせください。

(3) 申請方法

認定料を下記口座にお振り込みの上、①申請書、②写真、③会員兼受講証を郵送してください。

認定料振込先	みずほ銀行 川崎支店 普通口座：4097955 口座名：特定非営利活動法人日本ムーブメント教育・療法協会 ※手数料は各自でご負担の上、必ず申請者のお名前でお振込ください。
必要書類郵送先	〒247-8512 神奈川県鎌倉市大船6-1-3 鎌倉女子大学内 NPO法人日本ムーブメント教育・療法協会《関東支部》指導者資格係

(4) 申請受付と認定カード・認定証の発行

資格の認定の受付は年4回です。時期により認定日が異なります。

受付	認定日	認定カード・認定証の発行
1月・2月・3月受付分	4月30日	5月中に申請者宛に郵送
4月・5月・6月受付分	7月31日	8月中に申請者宛に郵送
7月・8月・9月受付分	10月31日	11月中に申請者宛に郵送
10月・11月の受付分	12月31日	翌年1月中に申請者宛に郵送

※12月は資格申請の受付を行いませんのでご注意ください。

4. 資格の更新について

会員登録ならびに認定ムーブメント教育・療法指導者資格更新の概略は下記の通りです。現会員ならびに指導者資格をお持ちの方は、有効期限等にご注意ください。

種別	2012年4月1日以降に 会員登録・指導者資格を取得した場合	2012年3月31日までに 会員登録・指導者資格を取得した場合
会 員	会員登録料 1,000 円 有効期限・・・5年(再入会可) ただし、有効期限内に指導者資格を取得された場合、 会員登録は延長されません	有効期限・・・2017年12月末日(再入会可) ただし、有効期限内に指導者資格を取得された場合、 会員登録は延長されません
初級 指導者	有効期限・・・5年 初級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等 を受講して資格更新ポイントを取得し、更新の 申請(手続き)を行う。 資格更新ポイント・・・10ポイント 資格更新料 5,000 円	有効期限・・・2017年12月末日 初級資格有効期限内に実践講座等を受講して資 格更新ポイントを取得し、更新の申請(手続き) を行う。 資格更新ポイント・・・10ポイント 資格更新料・・・5,000 円
中級 指導者	有効期限・・・5年 中級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等 を受講して資格更新ポイントを取得し、更新の 申請(手続き)を行う。 資格更新ポイント・・・15ポイント 資格更新料・・・12,000 円	有効期限・・・2017年12月末日 資格有効期限内に実践講座等を受講して資格更 新ポイントを取得し、資格更新の申請(手続き) を行う。 資格更新ポイント・・・15ポイント 資格更新料・・・12,000 円
上級 指導者	有効期限・・・5年 上級資格取得後、資格有効期限内に実践講座等 を受講して資格更新ポイントを取得し、更新の 申請(手続き)を行う。 資格更新ポイント・・・15ポイント 資格更新料(ムーブメント教育教師又はムーブ メント療法士どちらかを選択)15,000 円	有効期限・・・2017年12月末日 資格有効期限内に実践講座等を受講して資格更 新ポイントを取得し、資格更新の申請(手続き) を行う。 資格更新ポイント・・・15ポイント 資格更新料(ムーブメント教育・教師又はムーブ メント療法士どちらかを選択)15,000 円

※資格更新ポイントとは、協会主催の講座(夏期実践講座や中級指導者養成講座等)を受講することで取得するものです。例えば、夏期実践講座を2日間受講することで、更新ポイント「5ポイント」が取得できます。

※資格更新ポイントを取得できる講座については、様々な形で開催できるよう検討してまいります。該当講座のご案内は、協会 Web サイト(<http://jamet.jp/>)にて随時お知らせいたします。

指導者資格取得ならびに改定(更新制導入)等に関する問合せ

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会《関東支部》事務局

資格担当：飯村敦子 iimura@kamakura-u.ac.jp

お問合せは、原則としてメールでお願いいたします。ご連絡先(携帯電話等)をお知らせいただければ、こちらからご連絡させていただきます。